昭和56年　第769号
11月22日

市報
にいがた

市の人口

	前月比
人口	454,792 (+321)
男	223,110 (+151)
女	231,682 (+170)
世帯数	144,921 (+175)

56年10月末日現在

発行日　毎週日曜日
発行所　新潟市役所
新潟市西堀通6番町
866
電話 代表(28)1000
編集人　高橋甲子
(担当企画部広報課)
印刷所　㈱第一印刷所

市民と市一体で除雪を

今年は例年になく早く、十一月初旬に猛烈な寒波が日本列島を襲い、各地に初雪をもたらしました。まもなく、冬将軍がやってきますが、市では今年も市内の主要道路（市道）の除雪を行い、道路交通の確保と市民生活の安定を図ります。

今年もまた、自治会の除雪に対し助成金の交付を行いますので、市民と市が一体となり、除雪に取り組みましょう。

市の今年度の除雪計画を紹介します（二、三面も）。

今年度の除雪計画

市道707キロを実施
自治会助成制度も

今年度の除雪計画は、市道延長約一千七百九十四キロの内、除雪車両の能力、道路事情などを考慮し、約七百七キロを計画、前年度に比べ約三十九キロ延長しました。

路線の選定にあたっては、通勤・通学など日常生活の足であるバス路線、物資の流通などを主体とした幹線道路、地域的に主要な道路や公共・公益施設への道路を主体として選定しました。

除雪作業は、主として機械力で行うため、除雪車両百十六台、排雪車両百六十四台を用意しました。

計画以外の路線については、自治会除雪に対する助成措置（機械除雪とトラックでの排雪助成）を行い、市民生活の安定に努めます。

路上駐車は機械除雪の一番の障害となります

積雪10センチで出動
除雪機械は116台

市の除雪計画は次のようになっています。

除雪出動基準　積雪十センチ以上で、なお降り続いている場合、関係機関と協議して出動します。

除雪路線　除雪計画を迅速、円滑に実施するために、一種路線と二種路線に分別します。

⑦**一種路線**　通勤・通学に支障のないよう主として夜間作業で二車線を確保します。また、昼間においても、臨時交通規制を実施し、車線を確保します。

④**二種路線**　一種路線以外の生活路線。主として昼間作業で一車線を確保し、順次拡幅します。

除雪の順位　除雪の順位は、一種路線、二種路線の順です。

歩道　試験的に小型ショベルを使用して、広幅員の歩道を対象に行います。

坂道のスリップ防止　融雪剤散布による早朝・昼間作業で確保します。

雪捨場所　西海岸（寄居浜）と阿賀野川左岸（公園脇）を指定しています。災害対策本部設置時は、公共施設等の空地も利用します。捨て場所は案内札を立てておきます。指定した場所以外には雪を捨てないでください。

路上駐車はやめて！
～機械除雪の障害に～

機械除雪をしますと「家の前や駐車場の出入口がふさがれた、何とかしろ」とか「まだ除雪車がこない」「私の前の道路は除雪しないで欲しい」など市民の皆さんからおしかりの電話や要望が多くきます。確かに行政の責任もありますが、市民の役割りもあるのではないでしょうか。

除雪車は家の出入口まできれいに除雪できませんし、路上駐車があれば除雪できません。

雪と戦うためには、どうしても市民と市が一緒になって協力しなければうまくいきません。

除雪作業を木に例えるならば、幹や大きな枝は市でやりますが、小枝や葉っぱの部分は市民の方々の役割りで補っていただきたいということです。

次のようなことは、市民の役割りといえるのではないでしょうか。除雪を円滑に進めるために、皆さんのご協力をお願いします。

市民一人ひとりが役割りの認識を

①路上駐車の禁止　除雪作業の円滑化を図るため、所轄警察署と協議を行い、冬期間（二月十五日から来年三月十五日まで）駐車禁止区間を設けるなどの臨時交通規制を実施します。除雪作業のさまたげとなる路上駐車はやめてください。

②自宅の出入口は自分で除雪を　除雪機械は一軒一軒の出入口を除雪しながら走ることは不可能です。きまった機械や時間で皆さんの道路を少しでも早く、少しでも多く除雪しなければなりません。このため、各家庭の出入口は自分で除雪してください。

③車道へ雪を投げ出さない

④排雪溝および除雪用道路標識の保護

⑤除雪作業の支障となるものには表示を

⑥自動車には必ずチェーンを

機械除雪は借上げ料の半額
～自治会除雪に助成～

自治会・町内会が、除雪機械の費用を支払って道路の除雪をした場合、今年も“自治会除雪助成制度”により報償金を交付します。

この自治会除雪の助成は、国、県、市が除雪する道路以外の市道、農道、私道を自治会、町内会が除雪機械の費用を支払って除雪した場合、報償金として助成するものです。

報償金の交付　市の定めた借上げ料（自治会の借上げ料が市の定めた額より少ないときはその額）を限度としますが、除雪の状況に応じて報償金を交付するものとし、より考慮します。

申し込み　自治会除雪助成は、午前八時半から午後五時まで（土曜日は正午）各一など）で除雪したときは地区事務所・連絡所、生活課へ。東地区事務所（☎41―四一一一）、中地区事務所（☎74―〇三二一）西地区事務所（☎62―三二一一）、北地区事務所（☎59―一二七一）、生活課（☎28―一一〇〇）

除雪回数の限度　報償金の対象となる除雪回数は、同一路線について二回を限度とします。

借上げ料　借上げ料の二分の一の額で、除雪用トラックで排雪したときは借上げ料の全額（二二〇円）。